

(様式3)

年 月 日

様

大阪市長

生産緑地地区指定通知書

平素は、本市行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日付けで生産緑地地区の指定同意書を申請いただきました
下記農地については、大阪市都市計画審議会の手続きを経て、 年 月 日付け告示
をもって生産緑地地区の指定が行われましたのでお知らせいたします。

今後の農地の管理につきましては、別紙「生産緑地地区の指定に際して」をよくお読み
いただきますようお願いいたします。

記

1 生産緑地地区名称

2 同意書に記載された農地

土地の所在地	地積(m ²)	地目(登記)

1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
2. この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。